

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【公表番号】特表2007-529458(P2007-529458A)

【公表日】平成19年10月25日(2007.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2007-041

【出願番号】特願2007-503283(P2007-503283)

【国際特許分類】

A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	31/717	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/16	(2006.01)
A 6 1 P	27/04	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 J	1/05	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	47/24
A 6 1 K	31/717
A 6 1 K	47/04
A 6 1 K	47/02
A 6 1 K	47/16
A 6 1 P	27/04
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	47/38
A 6 1 J	1/00

3 1 3 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月11日(2008.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 保存剤として製剤において約0.001%から約0.01重量%の間の安定化した過酸化水素をもたらすのに十分な量の過酸化水素源；

(b) 1種以上の眼に適合性の過酸化水素安定化剤；

(c) ヒドロキシプロピルメチルセルロース；および

(d) ナトリウムカルボキシメチルセルロース

を含む、点眼用溶液。

【請求項2】

ヒドロキシプロピルメチルセルロースの濃度が約0.005%から約1.0%の間であり、そしてナトリウムカルボキシメチルセルロースの濃度が約0.005%から約1.0%の間である、請求項1記載の溶液。

【請求項3】

ヒドロキシプロピルメチルセルロースの濃度が約0.3%であり、そしてナトリウムカ

ルボキシルメチルセルロースの濃度が約 0.25 % である、請求項 2 記載の溶液。

【請求項 4】

該過酸化水素源が過酸化水素、過ホウ酸ナトリウム、過酸化ナトリウムおよび過酸化尿素からなる群から選択される、請求項 3 記載の溶液。

【請求項 5】

該 1 種以上の過酸化水素安定化剤が、ジエチレントリアミンペント(メチレンホスホン酸)、1 - ヒドロキシエチリデン - 1 , 1 - ジホスホン酸、およびそれらの生理学的適合可能な塩からなる群から選択される、請求項 4 記載の溶液。

【請求項 6】

該安定化剤が 1 - ヒドロキシエチリデン - 1 , 1 - ジホスホン酸である、請求項 5 記載の溶液。

【請求項 7】

該安定化剤がジエチレントリアミンペント(メチレンホスホン酸)である、請求項 5 記載の溶液。

【請求項 8】

該溶液が約 0.002 % から約 0.2 重量 % の間の 1 - ヒドロキシエチリデン - 1 , 1 - ジホスホン酸またはその生理学的適合可能な塩を含む、請求項 6 記載の溶液。

【請求項 9】

該溶液が約 0.002 % から約 0.012 重量 % の間のジエチレントリアミンペント(メチレンホスホン酸)またはその生理学的適合可能な塩を含む、請求項 7 記載の溶液。

【請求項 10】

該溶液が約 0.01 から 1 % のヒドロキシプロピルメチルセルロースおよび約 0.01 - 1 % のナトリウムカルボキシメチルセルロースを含む、請求項 3 記載の溶液。

【請求項 11】

さらに張性調節剤および緩衝剤を含む、請求項 1 記載の水性溶液。

【請求項 12】

請求項 1 記載の溶液を充填した点眼容器を含む、医薬組成物。

【請求項 13】

該点眼容器がポリプロピレンを構成要素とする、請求項 12 記載の医薬組成物。

【請求項 14】

該点眼容器がポリエチレンを構成要素とする、請求項 12 記載の医薬組成物。

【請求項 15】

例えばコンタクトレンズ装着者に快適な点眼剤としての、人工涙としての、および / またはドライアイ処置のための眼用組成物の使用であって、該眼用組成物が：

(a) 保存剤として製剤において約 0.001 % から約 0.01 重量 % の間の安定化した過酸化水素をもたらすのに十分な量の過酸化水素源；

(b) 1 種以上の眼に適合性の過酸化水素安定化剤；

(c) ヒドロキシプロピルメチルセルロース；および

(d) ナトリウムカルボキシメチルセルロース

を含むものである、使用。